

平成 28 年 6 月 21 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

介護従事者処遇状況等調査の今年度実施案了承 ～第 130 回介護給付費分科会レポート～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、すでに周知のことと思われませんが、標題についてご報告いたします。

厚生労働省は 6 月 15 日、社会保障審議会の「介護給付費分科会」を開催。2016 年度の「介護従事者処遇状況等調査の実施案」を議論し、表現を一部修正することとし、内容を大筋で了承しました。

今回調査は、施設・事業所に 2015 年と 2016 年の 2 年間在籍する介護従事者が対象です。各年の給与や介護職員処遇改善加算の影響などを調査します。前回 2015 年度調査からの変更点として、処遇改善加算の届出を行わない理由に関し、「対象の制約のため困難」、「事務作業が煩雑」と回答している事業所について、具体的な事情を調査。さらに、処遇改善加算の届出を行わない理由に関し、「キャリアパス要件 (I)・(II) を満たすことが困難」と回答した事業所に、具体的な事情を聞きます。

調査は 2016 年 10 月に実施し、結果は 2017 年 3 月に公表する予定です。なお、資料には、平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査票案が付されています。

当日の配布資料などについては、厚生労働省の HP にアップされています。

あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000127488.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター 311 号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612